

京都市職員共済組合規則第1号

京都市職員共済組合運営規則の一部を次のように変更する。

平成30年8月31日

京都市職員共済組合
理事長 岡田 憲和

京都市職員共済組合運営規則（昭和38年1月24日組合規則第1号）の一部を次のように変更する。

第7条第1項中「次の各号」を「法第144条の33第1項各号」に改める。

附 則

この変更は、平成30年9月1日から施行し、平成30年5月1日から適用する。

（行財政局人事部厚生課）